

【フィリピン】18歳未満の者の婚姻（児童婚）の違法化

海外立法情報課 日野 智豪

* 2021年12月10日、児童の健康、幸福、発育等を脅かす児童婚を禁止し、これに違反した保護者らに厳しい刑罰を科すこと等を規定するフィリピン共和国法第11596号が成立した。

1 背景・経緯

フィリピンは、1981年8月5日に女子差別撤廃条約¹を批准し、1990年8月21日に児童の権利に関する条約²を批准している。児童の権利に関する条約では、婚姻年齢は18歳以上にすべきであると明確に規定され、女子差別撤廃条約では、当事者の自由意思に基づく婚姻の確保が義務付けられている。しかし、フィリピン統計機構が2017年に行った全国人口保健調査によると、女兒の約6人に1人（15%）が、18歳未満で結婚している³。このような婚姻は、強制的である場合が多く、女兒たちは教育を継続して受けることができないという教育上の問題に加え、早期出産に伴う高い死産率及び乳児死亡率等、健康上の問題等も指摘されていた。

2020年2月26日にフィリピン議会上院に提出された上院法案（S.B.1373）及び2021年8月7日にフィリピン議会下院に提出された下院法案（H.B.9943）を統合した法案は、同年9月27日に両院を通過した。同年11月10日、法案は大統領府に送付され、同年12月10日、ロドリゴ・ロア・ドゥテルテ（Rodrigo Roa Duterte）大統領の署名を経て、全14か条から成るフィリピン共和国法第11596号「児童婚の慣行を禁止し、その違反に刑罰を科す法律」⁴が成立した（2022年1月6日公布、同月21日施行）。

2 法律の概要

(1) 用語の定義（第3条）

児童とは、18歳未満又はそれ以上の年齢であっても、身体的若しくは精神的障害又は状態により、虐待、ネグレクト、残虐行為、搾取又は差別から完全に自己を保護することができない者をいう。児童婚とは、婚姻当事者の一方又は両方が児童であり、民事若しくは教会の手続又は認められた伝統的・文化的・慣習的な方法で行われる婚姻をいう。成人と児童又は児童間の婚姻以外の非公式な同棲、同居等も含まれる。

親とは、生物学的な親又は養父母をいい、保護者とは、親のいない児童を養育する親族等又は裁判所に指定された者をいう。

(2) 違法行為（第4条）

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年3月8日である。

¹ Convention of the Elimination of All Forms of Discrimination against Women. <<https://www.ohchr.org/en/instruments-mechanisms/instruments/convention-elimination-all-forms-discrimination-against-women>>

² Convention on the Rights of the Child. <<https://www.unicef.org/child-rights-convention/convention-text>>

³ “National Demographic and Health Survey 2017,” p.48. Philippine Statistics Authority website <https://psa.gov.ph/sites/default/files/PHILIPPINE%20NATIONAL%20DEMOGRAPHIC%20AND%20HEALTH%20SURVEY%202017_new.pdf> フィリピンでは、法定婚姻年齢は男女を問わず18歳以上であるが、ムスリム、先住民等は、婚姻に年齢制限を設けておらず、実際に18歳未満の者の婚姻（児童婚）は行われている。

⁴ An Act Prohibiting the Practice of Child Marriage and Imposing Penalties for Violations Thereof (R.A. 11596). <<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/12dec/20211210-RA-11596-RRD.pdf>>

- ① **児童婚の斡旋（あっせん）**：児童婚を行わせ、決定し、助長し、又は手配した者は、中期の「禁錮刑（prison mayor）」⁵及び4万フィリピンペソ⁶（以下「ペソ」）以上の罰金を科される。違反者が児童の直系尊属、親、養父母、継父母又は保護者である場合、長期の禁錮刑、5万ペソ以上の罰金及び親権の永久剥奪が科される。また、この法律に基づく責任から逃れるために、児童の出生証明書等の不正又は偽造を行った者は、他の法律に基づく責任とは別に、この規定に基づく責任を負う。違反者が公務員である場合、免職され、場合によっては、その資格を永久に剥奪される。
- ② **児童婚の挙式**：児童婚を司式した者は、長期の禁錮刑及び5万ペソ以上の罰金を科される。違反者が公務員である場合は、①と同様とする。
- ③ **婚姻外での成人と児童の同棲**：婚姻外で児童と同棲する成人は、長期の禁錮刑及び5万ペソ以上の罰金を科される。違反者が公務員である場合は、①と同様とする。

(3) 社会環境の整備（第7条）

フィリピン政府は、児童婚の禁止及び犯罪の厳罰化のため、児童婚の慣行が蔓（まん）延しない社会環境を創出し、次のような政策を特に女兒について実施する。(a)情報・スキル・支援ネットワークを駆使した児童のエンパワーメント、(b)質の高い教育、(c)児童とその家族への経済支援、(d)親やコミュニティ指導者への介入による児童婚の阻止・廃絶。

(4) この法律が規定する履行主体としての政府機関（第8条）

11の政府機関は、この法律が規定する履行主体として、下表のような履行項目を完全かつ迅速に実施しなければならない。

(5) 経過規定（第11条）

フィリピン・ムスリム及び先住民コミュニティには、一部の規定の適用を猶予する1年間の移行期間が認められる。

表 フィリピン共和国法第11596号第8条に規定された11の政府機関の履行義務項目

政府機関	履行義務項目
① 社会福祉開発省	・ 主要な政府機関として、保健サービス、児童婚の弊害に関する啓発活動等、適切なサービスを提供する。
② 児童福祉協議会	・ 社会福祉開発省と共に、児童婚の廃絶に関するプログラムを作成する。
③ 司法省	・ 罰則規定を確実に実行し、被害児童に対して法的サービスを提供する。
④ 内務自治省	・ 児童婚防止キャンペーンを実施する。 ・ 地方自治体での児童の保護、支援等を行うシステムを確立する。
⑤ 教育省	・ 年齢相応の学習項目（性教育）を実施する。
⑥ 保健省	・ 児童に対する性・生殖に関する保健・精神保健サービス等を提供する。
⑦ フィリピン最高裁判所	・ 法を厳格に適用し、法解釈を明確にする。
⑧ フィリピン女性委員会	・ この法律の規定を、国民の意識向上及び行動変容のためのコミュニケーションに関するプログラムに統合する。
⑨ 人権委員会	・ ジェンダー平等及び女性・児童の人権を保護する委員会として、この法律の実施を監視する。
⑩ フィリピン・ムスリム国家委員会	・ ムスリム・コミュニティにおける児童婚の事例を監視し、報告する。
⑪ 先住民国家委員会	・ 先住民コミュニティにおける児童婚の事例を監視し、報告する。

(出典) Republic Act No. 11596. 第8条を基に筆者作成。

⁵ 禁錮刑の刑期は、6年1日から12年と規定され（改正刑法典第27条）、期間によって3段階に分類される。短期の禁錮刑は6年1日から8年、中期の禁錮刑は8年1日から10年、長期の禁錮刑は10年1日から12年である（同法第76条）。The Revised Penal Code (Act No. 3815). <https://lawphil.net/statutes/acts/act_3815_1930.html>

⁶ 1フィリピンペソは約2.2円（令和4年3月分報告省令レート）。